

資産形成と保障のハイブリッド



見通しのきかない未来に、
堅実で柔軟な安心を。

被保険者が、今までに公的介護保険制度にもとづく要支援・要介護の認定を受けたことがある場合、または、申請中の場合はお申込みいただけません。

この保険は、以下の保障を希望されるお客様におすすめの商品です。商品内容がお客様のご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。
ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。

このパンフレットで
ご案内する保障分野

貯蓄(教育資金や老後生活資金準備など)

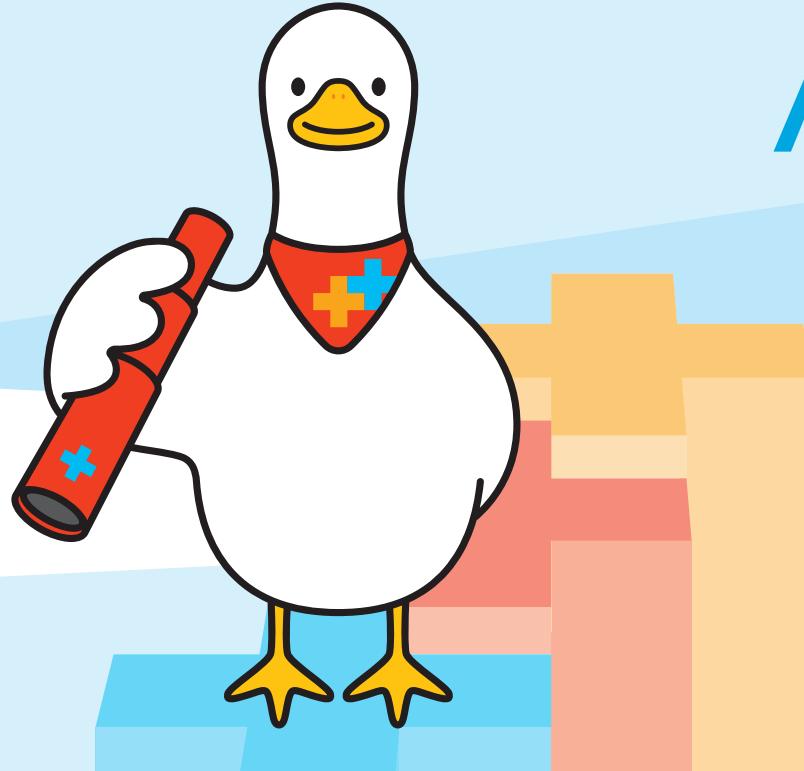
介護や障がいの保障

死亡時の保障

病気やケガの保障(がんや重大疾病の保障も含む)

対応する商品・特約

資産形成と保障のハイブリッド ツミタス



このパンフレットではご案内しておりません がんや重大疾病(特定の疾病)の保障

さまざまなリスク・老後生活の不安・老後の生活費

詳細は 2ページ [クリック](#)

「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」の特長

詳細は 5ページ [クリック](#)

ご契約例

詳細は 7ページ [クリック](#)

コース選択

詳細は 9ページ [クリック](#)

支払事由

詳細は 13ページ [クリック](#)

要介護度の目安

詳細は 15ページ [クリック](#)

Q&A

詳細は 16ページ [クリック](#)

ご確認ください

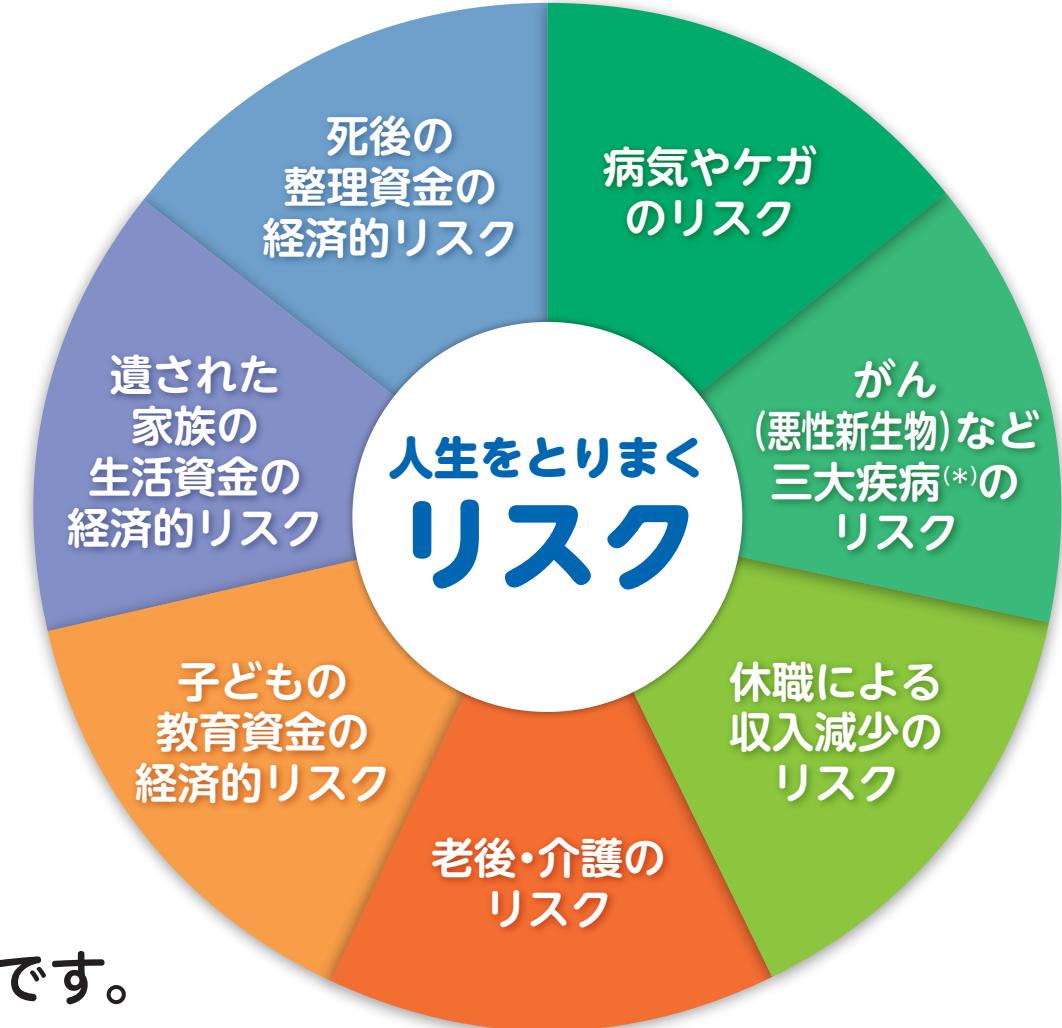
詳細は 22ページ [クリック](#)

人生100年時代。

人生を取りまくりスクには
さまざまなものがあります。

万が一の際に、
大切な資産を減らさないよう、
リスクに**備える**ことが大切です。

さらに、資産を守るだけでなく、
老後に向けて**増やして**いけたら安心です。



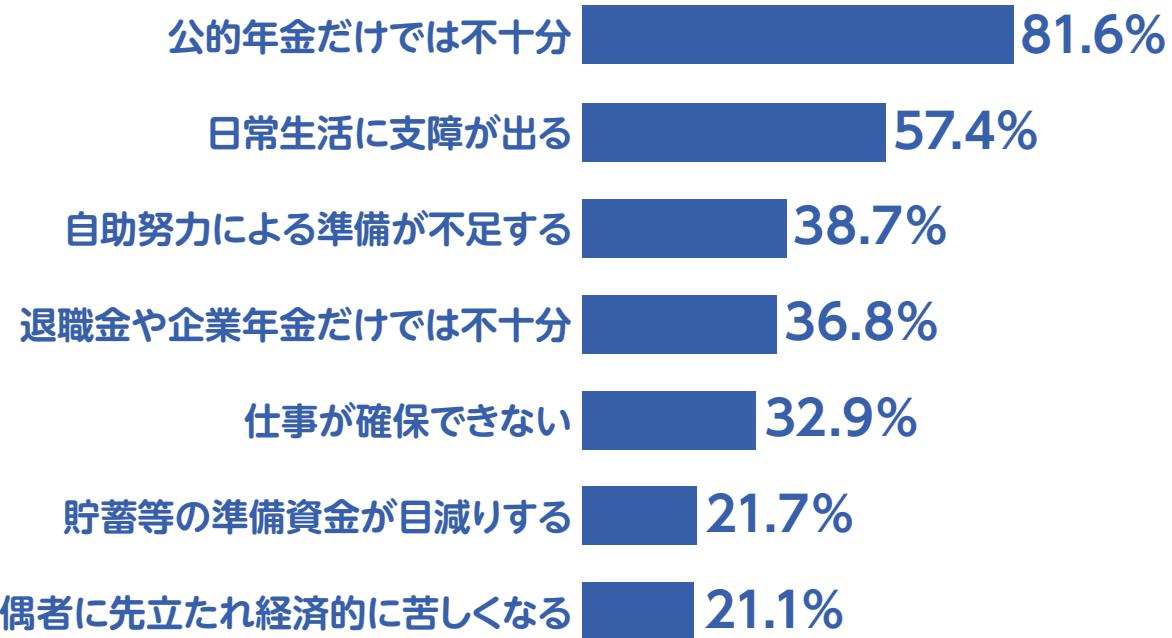
老後生活の不安

老後生活に対する
不安を感じている人の割合

18歳～69歳

84.1%

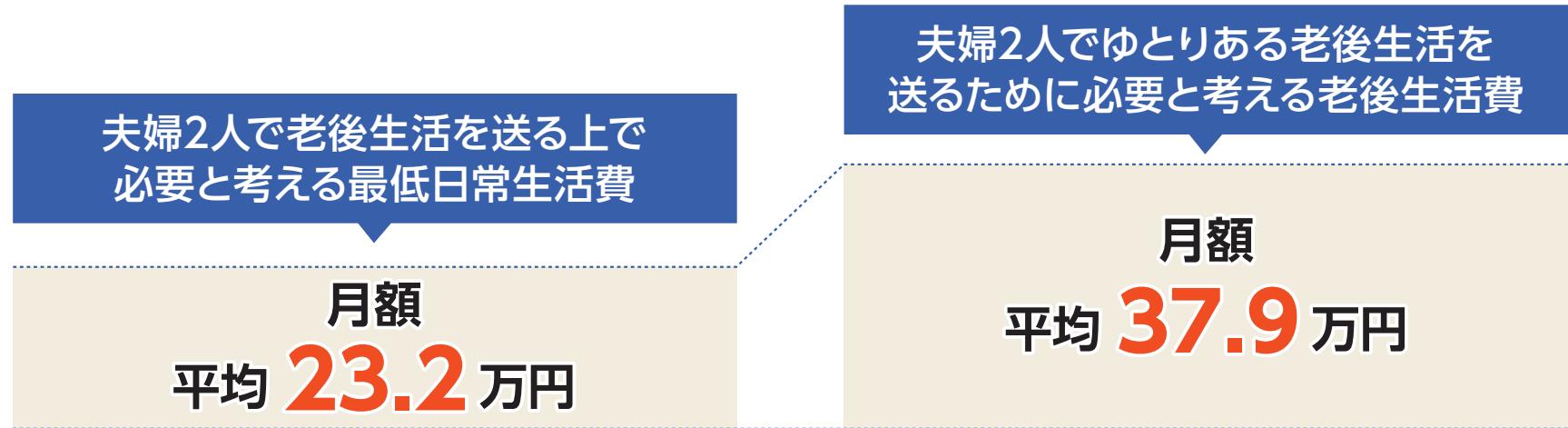
老後生活に対する不安の内容(複数回答)



老後の生活費

夫婦2人で老後生活を送る上で必要と考える最低日常生活費は
月額で平均**23.2**万円となっています。

一方で、夫婦2人でゆとりある老後生活を送るために必要と考える老後生活費は
月額で平均**37.9**万円です。



(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」をもとにアフラック作成

「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」の特長

将来に向けて万が一のときの保障を準備しながら
今から**資産形成**をはじめませんか。

特長1

増やす

将来に向けた資金を**確実**に**増やす**ことができます。

保険料払込期間満了後に解約した場合、

解約払戻金はお払込みいただいた保険料より多く受け取れます。



保険料払込期間中に解約した場合、解約払戻金額は既払込保険料を下回りますのでご注意ください。

「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」の特長

特長2

選んで備える

将来、介護・死亡・医療・年金の保障を
選んで備えることができます。
加入時に決める必要はなく、
将来、自身が必要な保障に
あわせ、コースを選択することができます。

介護

死亡

医療

年金

選択できるコースや選択時期などの
詳細については、[9~12ページ クリック](#)をご確認ください。

特長3

健康状態を 問いません

**加入時も、
将来コースを選択**する際も、
健康状態に関する**告知**は**不要**です。

※被保険者が、今までに公的介護保険制度にもとづく
要支援・要介護の認定を受けたことがある場合、
または、申請中の場合はお申込みいただけません。
また、コース変更日の前日までに公的介護保険制度に
もとづく要支援・要介護の認定を受けたことがあるとき、
または、コース変更日の前日に申請中のときは、
「介護重点保障コース」への変更はできません。

万が一の介護や死亡の保障を備えながら、将来に向けた資産形成ができます

ご契約例



契約者・被保険者
男性 30歳

基本保険金額 **500万円**

月払保険料
(個別／団体取扱) 7,850円

- 保険期間: 終身
 - 保険料払込期間: 60歳払済
 - 保障移行可能年齢: 60歳
〔各コースへ変更が可能になる年齢〕
 - 累計払込保険料: 2,826,000円

イメージ図 「介護保障・死亡保障」をそのまま継続した場合

60歳で解約した場合

60歳の契約応当日(※)の

3,577,140

累計払込保険料 2,826,000円

(*)60歳の契約応当日前日までに解約した場合
解約払戻金額は表示額より少なくなります。

約75.1
万円UP
戻り率
126.5%

70歳で解約した場合
70歳の契約応当日前日の
解約払戻金
4,050,205円
累計払込保険料 **2,826,000円**

介護保険金の支払事由

公的介護保険制度にもとづく**要介護2**以上の状態に該当していると認定されたとき

支払事由の詳細や 要介護2 の状態については、
13~15ページ クリック をご確認ください。

(*)60歳の契約応当日前日までに解約した場合
解約払戻金額は表示額より少なくなります。

The diagram illustrates the relationship between insurance premiums and benefits over time. A blue line represents the '保険料払込期間' (Premium Payment Period), which ends at age 60. Three red lines represent different benefit levels: '介護保険金' (Nursing Care Benefit) and '死亡保険金' (Death Benefit) are shown as upward-sloping lines, with '死亡保険金' being steeper. The third red line, '災害死亡保険金' (Disaster Death Benefit), is a horizontal line at a higher level than the others. Arrows indicate the increase in benefit amounts over time. The text '(既払込保険料相当額×1.1)' is placed between the two upward-sloping lines, suggesting a multiplier for the premium amount.

介護保険金 死亡保険金 基本保険金額

500万円

一生涯保障

本保険金額は、500万円以外の金額を所定の範囲で設定することもできます
保険料払込期間も、60歳払済以外を選択いただくこともできます

⚠️ 保険料払込期間中に解約した場合、解約払戻金額は既払込保険料を下回ります。

次ページへ続く

万が一の介護や死亡の保障を備えながら、将来に向けた資産形成ができます

- 介護保険金・死亡保険金・災害死亡保険金は、いずれか1回のお支払いとなります(いずれかのお支払いがあった時点で保険契約は消滅します)。
- 災害死亡保険金は保険料払込期間中のみの保障であり、保険料払込期間満了後は災害死亡保険金のお支払いはありません(死亡保険金をお支払いします)。
- 保険料払込期間中の解約払戻金額を当社規定により計算した解約払戻金の70% (既払込保険料に対する割合ではありません)に設定しています。なお、保険料払込期間中に解約した場合は、保険料払込期間満了日の翌日以降に解約した場合より解約払戻金額・戻り率が低くなります。
- 短期間で解約した場合、解約払戻金はないか、あってもごくわずかです。
- 戻り率は、戻り率＝解約払戻金額÷累計払込保険料×100として表示しています。戻り率はご契約内容などによって異なります。
- 解約払戻金をお受取りいただいた場合、その後の保障はありません。

健康状態に関わらず^(*) 将来のニーズにあわせて、必要な保障を選び備えることができます

ご契約例 保険料払込期間:60歳払済(保障移行可能年齢:60歳)

介護・死亡同額保障コース

ご契約時

60歳 保障移行可能年齢



(*)コース変更日の前日までに公的介護保険制度にもとづく要支援・要介護の認定を受けたことがあるとき、または、コース変更日の前日に申請中のときは、「介護重点保障コース」への変更はできません。

次ページへ続く

健康状態に関わらず^(*) 将来のニーズにあわせて、必要な保障を選び備えることができます

ご契約例 保険料払込期間:60歳払済(保障移行可能年齢:60歳)

介護重点保障コース

死亡保障コース

ご契約時

60歳 保障移行可能年齢

ご契約時の保障

保険料払込期間

介護保険金
・
死亡保険金

既払込保険料相当額

災害死亡保険金

既払込保険料相当額×1.1

将来の保障

▼そのまま継続する(介護・死亡同額保障コース)以外にも、5つのコースから選択可能です 健康状態に関わらず選択いただけます(*)

60歳時に
コース変更

介護・
死亡

介護重点保障
コース^(*)

58歳時に選択

60歳時に
コース変更

死
亡

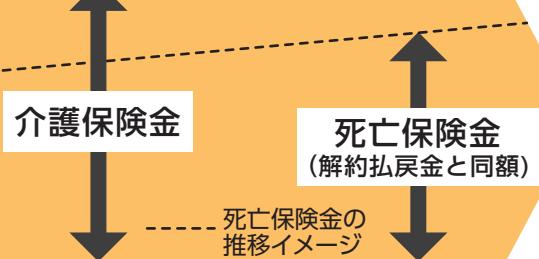
死亡保障
コース

58歳時に選択

- コース変更後の保障内容・金額などは、保険料・保険金額・性別・保障移行可能年齢・保険料払込期間・契約年齢などにより異なります。なお、「医療保障コース」「確定年金コース」「終身年金コース」については、コース変更時の特約条項・基礎率などにもとづいて決まるため、保障内容・金額などは保険のご契約時点で定まるものではありません。

- コース変更時における保障額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望のコースへの変更を取り扱えない場合があります。

保険金のお支払いなどについて、詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



(*)コース変更日の前日までに公的介護保険制度にもとづく要支援・要介護の認定を受けたことがあるとき、または、コース変更日の前日に申請中のときは、「介護重点保障コース」への変更はできません。

次ページへ続く

健康状態に関わらず^(*) 将来のニーズにあわせて、必要な保障を選び備えることができます

ご契約例 保険料払込期間:60歳払済(保障移行可能年齢:60歳)

医療保障コース

ご契約時

60歳 保障移行可能年齢

ご契約時の保障

保険料払込期間

介護保険金
・
死亡保険金

既払込保険料相当額

災害死亡保険金

既払込保険料相当額×1.1

将来の保障

▼そのまま継続する(介護・死亡同額保障コース)以外にも、5つのコースから選択可能で
す 健康状態に関わらず選択いただけます^(*)

60歳時に
コース変更

医療

医療保障
コース

58歳時に選択

- コース変更後の保障内容・金額などは、保険料・保険金額・性別・保障移行可能年齢・保険料払込期間・契約年齢などにより異なります。なお、「医療保障コース」「確定年金コース」「終身年金コース」については、コース変更時の特約条項・基礎率などにもとづいて決まるため、保障内容・金額などは保険のご契約時点で定まるものではありません。

- コース変更時における保障額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望のコースへの変更を取り扱えない場合があります。

保険金のお支払いなどについて、詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

疾病入院給付金

災害入院給付金

手術給付金

放射線治療給付金

先進医療一時金

健康祝金

プラス

介護保険金・死亡保険金

(*)コース変更日の前日までに公的介護保険制度にもとづく要支援・要介護の認定を受けたことがあるとき、または、コース変更日の前日に申請中のときは、「介護重点保障コース」への変更はできません。

次ページへ続く

健康状態に関わらず^{(*)1} 将来のニーズにあわせて、必要な保障を選び備えることができます

ご契約例 保険料払込期間:60歳払済(保障移行可能年齢:60歳)

確定年金コース

終身年金コース

ご契約時

60歳 保障移行可能年齢

ご契約時の保障

保険料払込期間

介護保険金
・
死亡保険金

既払込保険料相当額

災害死亡保険金

既払込保険料相当額×1.1

将来の保障

▼そのまま継続する(介護・死亡同額保障コース)以外にも、5つのコースから選択可能です 健康状態に関わらず選択いただけます(*1)

60歳以降
何歳でも
コース変更可能

いずれか1回限り選択

年金

確定年金
コース

生存している限り、
5年間(または10年間)
「確定年金」を受け取
ることができます。

5年間

年金受取期間中に被保険者が
死亡したときは、未払の年金の現価を
お支払いします。

終身年金
コース

生存している限り、
一生涯の「年金」を
受け取ることができます(*2)。

終身

保証期間:10年

保証期間(10年間)中に被保険者が死亡したときは、
保証期間中の未払の年金の現価をお支払いします。

- コース変更後の保障内容・金額などは、保険料・保険金額・性別・保障移行可能年齢・保険料払込期間・契約年齢などにより異なります。なお、「医療保障コース」「確定年金コース」「終身年金コース」については、コース変更時の特約条項・基礎率などにもとづいて決まるため、保障内容・金額などは保険のご契約時点で定まるものではありません。

- コース変更時における保障額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望のコースへの変更を取り扱えない場合があります。

保険金のお支払いなどについて、詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

(*)1)コース変更日の前日までに公的介護保険制度にもとづく要支援・要介護の認定を受けたことがあるとき、または、
コース変更日の前日に申請中のときは、「介護重点保障コース」への変更はできません。

(*)2)年金支払開始日から被保険者の死亡日までの期間によっては、年金の受取総額が累計払込保険料を下回ることがあります。

支払事由

販売名称 資産形成と保障のハイブリッド ツミタス

正式名称 無告知型特別終身介護保険(低解約払戻金)

保険金などの支払事由・支払限度について、
詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

■保険料払込期間中の支払事由

保険金名称	支払事由	支払額	支払限度
介護保険金	<p>つぎの①および②のすべてに該当したとき</p> <p>①生まれて初めて公的介護保険制度にもとづく要支援または要介護の状態に該当していると認定されたこと</p> <p>②公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当していると認定されたこと</p> <p>※40歳未満の場合、公的介護保険制度にもとづく要支援または要介護認定を受けることができないため、介護保険金のお支払対象となりません。</p> <p>要介護度の目安については、 15ページ クリック の「公的介護保険制度にもとづく要介護度の目安」をご確認ください。</p>	既払込保険料 相当額	(*2) いずれか 1回限り
死亡保険金	<p>死亡したとき</p> <p>※災害死亡保険金をお支払いする場合は、死亡保険金のお支払いはありません。</p>		
(*1) 災害死亡保険金	<p>つぎのいずれかに該当したとき</p> <p>①不慮の事故によって180日以内に死亡したとき</p> <p>②所定の感染症によって死亡したとき</p>	既払込保険料 相当額 × 1.1	

(*1)災害死亡保険金は保険料払込期間中のみの保障であり、保険料払込期間満了後は災害死亡保険金のお支払いはありません(死亡保険金をお支払いします)。

(*2)いずれかのお支払いがあった時点で保険契約は消滅します。

支払事由

販売名称 資産形成と保障のハイブリッド ツミタス

正式名称 無告知型特別終身介護保険(低解約払戻金)

保険金などの支払事由・支払限度について、
詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

■保険料払込期間満了後の支払事由^(*1)

保険金名称	支払事由	支払額	支払限度
介護保険金	つぎの①および②のすべてに該当したとき ①生まれて初めて公的介護保険制度にもとづく要支援または要介護の状態に 該当していると認定されたこと ②公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当していると認定されたこと 要介護度の目安については、 15ページ クリック の「公的介護保険制度にもとづく要介護度の目安」をご確認ください。	基本 保険金額	(*2) いずれか 1回限り
死亡保険金	死亡したとき		

(*1)「介護・死亡同額保障コース」の支払事由は、「保険料払込期間満了後の支払事由」と同様です。その他のコースに変更した場合の支払事由などについては、「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

(*2) いずれかのお支払いがあった時点で保険契約は消滅します。

目次に戻る [クリック](#)

要介護度の目安

公的介護保険制度にもとづく要介護度の目安

公的介護保険制度にもとづく要介護度は、介護を必要とする度合いに応じて段階が定められています。認定は要支援1・2と要介護1～5の7段階に分かれています。



軽度



要介護度



重度

要介護度	要支援1	要支援2 要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
身体の状態(例)	食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、立ち上がりや片足での立位保持などの動作に何らかの支えを必要とすることがある。 入浴や掃除など、日常生活の一部に見守りや手助けが必要な場合がある。 この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や改善が見込まれる人については要支援2と認定される。	食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、日常生活に見守りや手助けが必要な場合がある。 立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い。 問題行動や理解の低下がみられることがある。 この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や改善が見込まれる人については要支援2と認定される。	食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。 立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。 衣服の着脱は何とかできる。 物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。	食事や排泄に一部介助が必要。 立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。 入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。 いくつかの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。	食事にときどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。 立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。 多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。	食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。 歩行や両足での立位保持はほとんどできない。 意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

要介護2以上と認定された場合、本商品の介護保険金のお支払対象となります

Q&A みんなの疑問にお答えします

Q1

介護が必要になったら、何歳からでも公的介護保険のサービスを受けられますか？

A1

公的介護保険は、所定の年齢から介護サービスを受けることができる制度です。要介護状態となった原因を問わず公的介護保険のサービスを受けられるのは65歳からです。なお、40歳～64歳の場合は、対象となる病気が限定されます。

※2025年2月現在の公的介護保険制度にもとづき記載しています。詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

■ 公的介護保険の被保険者の範囲

年齢 要介護状態 の原因	39歳以下 (公的介護保険制度の対象外)	40歳～64歳 (第2号被保険者)	65歳以上 (第1号被保険者)
16種類の特定疾病 詳細は、Q2をご確認ください。	公的介護保険の サービスを 受けること が できま せん	○	公的介護保険の サービスを 受けること が できま す
上記以外の 疾病・ケガ	×	×	

Q&A みんなの疑問にお答えします

Q2

要介護状態の原因となる特定疾病(16種類)とは
具体的にどのような疾病ですか?

A2

以下の特定疾病(16種類)が対象となります。

40歳~64歳の方は、以下の特定疾病が原因の場合のみ、公的介護保険のサービスを受けられます。

※2025年2月現在の公的介護保険制度にもとづき記載しています。詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

■ 特定疾病

1	がん	医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る	9	脊柱管狭窄症
2	関節リウマチ		10	早老症
3	筋萎縮性側索硬化症		11	多系統萎縮症
4	後縫靭帯骨化症		12	糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
5	骨折を伴う骨粗しょう症		13	脳血管疾患
6	初老期における認知症		14	閉塞性動脈硬化症
7	進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症 およびパーキンソン病		15	慢性閉塞性肺疾患
8	脊髄小脳変性症		16	両側の膝関節または股関節に著しい 変形を伴う変形性関節症

Q&A みんなの疑問にお答えします

Q3

「医療保障コース」に変更した場合の保障内容を教えてください。

A3

60歳時点で「医療保障コース」に変更した場合の保障内容は以下のとおりです
(入院給付金日額10,000円の場合)。

ご契約例

男性 30歳

●基本保険金額:500万円 ●保険期間:終身 ●保険料払込期間:60歳払済
●保障移行可能年齢:60歳 ●月払保険料(個別／団体取扱):7,850円

医療保障 (*)	疾病入院給付金 災害入院給付金		病気・ケガの治療を目的として入院したとき	1日につき (1日目から)	10,000円
	手術 給付金	手術 (重大手術を除く)	入院中に手術を受けたとき 1回につき	10万円	
		重大手術	がんに対する開頭・開胸・開腹手術や 心臓への開胸術など所定の重大手術を受けたとき	外来による手術を受けたとき 1回につき	
	放射線治療給付金		新生物の治療を目的として、所定の放射線治療を受けたとき	1回につき	

保険期間
終身

(*) 被保険者が死亡された場合は、ご契約者に入院給付金日額の30倍と同額の払戻金をお支払いします。

- コース変更時の特約条項・基礎率などにもとづいて決まるため、保障内容・金額などは保険のご契約時点で定まるものではありません。
- ご契約内容によっては指定できる入院給付金日額の上限が異なります。
- コース変更における保障額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望のコースへの変更を取り扱えない場合があります。**
- 保険金・給付金などの支払事由・支払限度について、詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

次ページへ続く

Q&A みんなの疑問にお答えします

A3

ご契約例 男性 30歳

●基本保険金額:500万円 ●保険期間:終身 ●保険料払込期間:60歳払済
●保障移行可能年齢:60歳 ●月払保険料(個別／団体取扱):7,850円

医療保障 (*) + 死 亡 保 障	先進医療一時金	病気・ケガで所定の先進医療を受けたとき	1回につき	10万円	
				保険期間	終身
死 亡 保 障	健康祝金	5年ごとの期間が満了したときに生存かつ 5年ごとの期間中に継続10日以上の入院に対する 疾病・災害入院給付金の支払いがなかったとき	65歳時、70歳時に それぞれ1回につき	20万円	
				1万円未満は表示を省略しています	191万円

(*) 被保険者が死亡された場合は、ご契約者に入院給付金日額の30倍と同額の払戻金をお支払いします。

「先進医療」とは、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関が限定されています。
また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は隨時見直されます。

- コース変更時の特約条項・基礎率などにもとづいて決まるため、保障内容・金額などは保険のご契約時点で定まるものではありません。
- ご契約内容によっては指定できる入院給付金日額の上限が異なります。
- コース変更における保障額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望のコースへの変更を取り扱えない場合があります。
- 保険金・給付金などの支払事由・支払限度について、詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

コース選択(医療保障コース) 11ページに戻る クリック

Q&A みんなの疑問にお答えします

Q4

「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」の払込保険料は、
生命保険料控除の対象になりますか？

A4

はい、対象となります（「一般生命保険料控除」となります）。

※2025年2月現在

Q&A みんなの疑問にお答えします

Q5

被保険者が要介護状態になり、保険金などの請求連絡が難しい場合、どのようにしたらよいですか？

A5

あらかじめ「指定代理請求特約」の「指定代理請求人」を指定しておくことにより、ご家族の方が被保険者(受取人)に代わって保険金などの請求をすることができます。

「指定代理請求人」は、被保険者の配偶者・直系血族・3親等内の親族などを指定することができます。
詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



本商品のリスクについて

「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」には、保険料払込期間中に解約した場合、「元本割れ」(解約払戻金額が既払込保険料を下回る)リスクがあります。

■ 代表的な金融商品とのリスクの比較

金融商品のリスク	代表的な金融商品(株式・債券・投資信託)	資産形成と保障のハイブリッド ツミタス
元本割れリスク	下記各リスクの影響を受け、元本割れをするリスクがある	保険料払込期間中に解約した場合は、解約払戻金額が既払込保険料を下回るというリスクが生じる
流動性リスク	金融商品を売りたいときに売ることができなかったり、希望する価格で売れなかったりする可能性がある	会社が破綻した場合のリスクはあるものの、「生命保険契約者保護機構」によって契約が保護される ※ご契約の際にお約束した保険金額などが削減されることがあります。 ※生命保険契約者保護機構について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
信用リスク (デフォルトリスク)	国や企業の財政難や経営不振などによって、元本や利息が返済されない可能性がある	
株価(価格)変動リスク	株式の価格が上下することによって、投資した商品の価値が変動する可能性がある	
為替変動リスク	外貨建て商品の場合、為替相場の動きによって円換算による価値が変動する可能性がある	リスクはありません
金利変動リスク	金利の変動によって商品の価格が変動し、金利が上昇した場合は価格が下落する可能性がある	



くらしと 介護サポート

特徴1 介護専門家サポート 無料

くらしと介護の専門家に、気軽に、相談できる

「くらしと介護サポート」のコンシェルジュは、ケアマネジャー、社会福祉士、看護師などの資格と経験のある専門家チームです。電話・チャット・Web面談での相談が選べます。

介護はまだ先

どちらの方も今すぐ使える、専門家サポートです

介護の疑問やお悩みがある

簡単な質問にこたえると、専門家から老後・介護の備えの提案が届いたり、個別のお悩みや疑問を、電話・チャット・Web面談で、専門家に気軽に相談できるサービスです。



本サービスの
詳細はこちら

ご自身の介護の
ことはもちろん、
ご両親の介護についても
ご相談いただけます。



特徴2 かいごだんどりメーカー 無料

多くの介護経験者の声から生まれた

便利サービス「かいごだんどりメーカー」で、
煩雑な介護の準備をリストでひとまとめに

将来の介護の不安やお悩みがある方に、約1分で終わる
簡単な質問に答えるだけで、あなたのケアタイプを判別し
タイプに応じたやることリストを自動で作成してくれる
便利なサービスです。

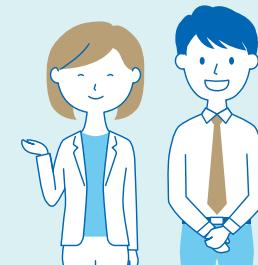


特徴3 お役立ちサービス

お役立ちサービスを、優待価格^(*)で利用できる

シニアのくらしや家族介護をサポートする、
お役立ちサービスを集めました。

「くらしと介護サポート」経由で申込むと、
優待価格^(*)で利用できるものがあります。



(*)一部サービスを除きます。

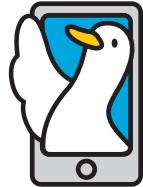
●くらしと介護サポートは、Hatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの提供する保険またはサービスではありません。

●くらしと介護サポートはアフラックのすべての保険(責任開始日を迎えていて、かつ有効な契約)のご契約者様とそのご家族の介護に関して相談できるサービスです。

●くらしと介護サポートおよび案内する各種サービスの内容は、2025年4月1日現在のものであり、将来予告なく変更または中止される場合があります。

●サービスの詳細は、Hatch Healthcare株式会社ホームページ(<https://kurashi-kaigo.jp/lp/aflac>)にてご確認ください。

上記サービス以外にも、アフラックでは健康や医療に関する不安や悩みなどを幅広くサポートするサービスがあります。



アフラック よりそうネット

便利なWebサイトのご案内

『アフラック よりそうネット』は、ご契約後にご利用いただけるサービスです。 ※法人契約の場合はご利用いただけません。

契約内容の確認や各種手続きなど、パソコンはもちろんスマートフォンからもアクセスでき、
いつでもどこでも便利にご利用いただけます。

契約内容のご確認



保険証券がお手元になくても、保障の内容や給付金額など、スマートフォンやパソコンで簡単にご確認いただくことができ、もしもの場合でも安心です。

各種お手続き



オンラインならいつでもどこでもご利用いただけます。用紙の記入や郵送の手間が掛からないので、スピーディで便利です。

ご契約者様専用サイト
「アフラック よりそうネット」
のご登録は

こちらをクリック

アフラック よりそうネット クリック

スマートフォンの方はこちらから



- ・「パンフレット」に記載の保障内容などは、契約日が2025年9月2日以降の保険契約に適用となります。
- ・「パンフレット」に記載の保険料は、契約日が2025年9月2日以降の保険契約に適用となる保険料率です
(ただし、アフラックは将来新たな保険契約に対して保険料率を変更する場合があります)。
- ・「パンフレット」に記載の「当社」とは引受保険会社のことを指します。
- ・保険料は被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨)により決まります。
- ・「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」は商品内容やご契約に関する大切な事項を記載しています。
“お支払いできない場合”や“新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し”など、お客様にとって不利益となることも記載していますので、必ずご確認ください。
- ・記載の保障額や保険料以外をご希望の場合は募集代理店までお問い合わせください。

お問い合わせ、お申込みは

＜募集代理店＞（アフラックは代理店制度を採用しています）

＜引受保険会社＞



〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル
URL <https://www.aflac.co.jp/>

当代理店はお客様と引受保険会社の保険契約締結の媒介を行うもので、
告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について
コールセンター 0120-5555-95
月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00
※祝日・年末年始を除きます。